

令和2年 春の交通安全県民運動

実施要綱

令和2年2月17日
福井県交通対策協議会

第1 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期間

- 1 運動期間：令和2年4月6日(月)から15日(水)までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日：令和2年4月10日(金)

第3 主唱

福井県交通対策協議会

第4 実施機関・団体

福井県、福井県警察、福井県教育委員会、市町および福井県交通対策協議会の構成機関・団体

第5 統一行動日

令和2年4月6日(月)

実施機関・団体が、交差点等の街頭において一斉に交通安全啓発活動および交通安全指導を行う日とする。

第6 推進方法

- 1 実施機関・団体は、本運動の趣旨等について組織のすみずみまで浸透を図るとともに、具体的な実施計画を策定し、早期に推進体制を確立するものとする。
- 2 実施機関・団体は、本運動が真に県民総ぐるみの運動として成果があがるよう、創意工夫を凝らした交通安全教育や街頭指導等の交通安全活動を実施するほか、各種広報媒体を積極的に活用した広報啓発活動により、県民の交通安全意識の高揚に努めるものとする。

なお、交通事故の悲惨さ等に関する広報を行う際には、交通事故被害者や被害者家族の心情に配慮すること。

第7 運動の重点と取組み

- 1 子どもを始めとする歩行者の安全の確保【最重点取組み】
- 2 高齢運転者等の安全運転の励行
- 3 自転車の安全利用の推進
- 4 交通安全3S+2アクションの励行

重点 1 子どもを始めとする歩行者の安全の確保【最重点取り組み】

依然として道路において子どもが危険にさらされており、特に、入学や進級を迎える4月以降に小学生の歩行中の交通事故の発生が懸念されるとともに、歩行者側にも横断違反等の法令違反が認められることなどから、歩行者の安全確保を図る。

歩行者は

- 道路を横断する際は、横断歩道を渡る、信号は必ず守るなど、自らの安全を守るための交通ルールを遵守する。
- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、運転者が認識しやすいよう明るい服装や反射材を着用する。
- 高齢者は、参加・体験・実践型の交通安全教室へ積極的に参加し、交通ルール・マナーの理解を深めるとともに、加齢等に伴う身体機能の変化を認識し、安全な行動をとるよう心がける。

運転者は

- 子どもと高齢者を見かけたときは十分な減速を行うとともに、側方を通過する際には十分な間隔を保持するなど「子どもと高齢者を見かけたらスローダウン」県民運動を推進する。
- 歩行者が横断歩道を渡ろうとしている場合は、必ず一時停止をして、その通行を妨げないよう、横断歩道における歩行者優先を徹底するとともに、相手が安全に行動しやすいように思いやりのある運転を心掛ける。
- 夕暮れ時には自動車の前照灯を早めに点灯するほか、夜間における「ハイビーム実践運動」やスピードダウンの励行により、歩行者・自転車利用者との事故防止に努める。

家庭・職場等では

- 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育を推進する。
- 通学路や未就学児の散歩コース等における見守り活動等を推進する。
- 子どもや高齢者が外出する際には、交通ルールの遵守や反射材用品の利用などについて声かけを行う。



重点 2 高齢運転者等の安全運転の励行

死亡事故の多くが自動車側に原因があること、高齢運転者による死亡事故の割合が高いこと、全席シートベルトの着用率が低いこと、飲酒運転等の危険運転による事故が後を絶たないことなどから、安全運転の確保を図る。

運転者は

- 運転中のスマートフォン等の操作は絶対に行わない。
- いわゆる「あおり運転」は、重大な交通事故につながる悪質・危険な行為であり、絶対にしない。
- 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用を徹底する。
- 飲酒運転の悪質性・危険性を理解し、飲酒後に急用が生じた場合であっても、酒気を帯びた状態で車両等（自転車を含む）を運転しない。

高齢運転者は

- 交通安全講習や運転適性検査を積極的に受けるとともに、加齢等に伴う身体機能の変化を認識し、その能力に応じた運転を心がける。
- 認知症等により安全な運転が困難となった場合は、運転免許の自主返納について検討する。
- 自動ブレーキおよびペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS（略称：サポカーS）等の利用を検討する。
- 運転免許の自主返納に踏み切れない高齢運転者は、自らが運転時間帯や場所等を限定して安全運転を続ける「限定運転」に積極的に取り組む。

家庭・職場等では

- 高齢運転者に対し、運転免許の自主返納の呼びかけや高齢免許返納者サポート制度などの各種支援策、安全運転相談窓口の周知を図る。
- 高速乗合バス、貸切バスおよびタクシー等の事業者は、全ての座席におけるシートベルトの着用を徹底するための広報啓発を強化する。
- 飲食店等における運転者への酒類提供の禁止や、飲酒した客へのタクシーや自動車運転代行等の利用の働きかけ、ハンドルキーパー運動を推進する。
- 自動車を使用する事業所等は、点呼時にアルコール検知器等による検査を励行し、業務中の飲酒運転根絶に努める。



ハンドルキーパー運動

自動車仲間と飲食店などへいく場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動



重点3 自転車の安全利用の推進

自転車側に法令違反がある交通事故が後を絶たないことから、自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知を徹底する。

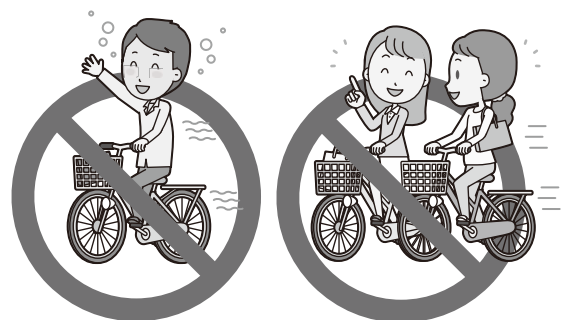
自転車利用者は

- 「自転車安全利用五則」を活用し、交通ルール・マナーを遵守するとともに、高齢者や中学・高校生等の自転車利用者は、反射材・ヘルメットを積極的に着用する。
- 二人乗り、並進、飲酒運転の禁止の徹底と、無灯火、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等はしない。
- 自転車事故被害者の救済に資するため、損害賠償責任保険等（TSマーク付帯保険等）に加入する。

自転車安全利用五則

（平成19年7月 交通対策本部決定）

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライト点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



TSマーク付帯保険

TSマークは、自転車安全整備士が普通自転車を点検・整備（有料）すると貼付されるマークで、傷害補償や賠償責任補償、被害者見舞金（赤色TSマークのみ）が付加されている。

<赤色TSマークの補償内容>

	傷害補償	賠償責任補償	被害者見舞金
補償内容	<ul style="list-style-type: none">●死亡●重度後遺障害（1～4級） 一律 100万円●入院加療15日以上 の傷害 一律 10万円	<ul style="list-style-type: none">●死亡●重度後遺障害（1～7級） 限度額 1億円	<ul style="list-style-type: none">●入院加療15日以上 の傷害 一律 10万円



家庭・職場等で

- 保護者・教育関係者は、幼児・児童の乗車用ヘルメットの着用を徹底する。

重点 4

交通安全 3S (Save Silver、Save Child、Slow Down) + 2アクションの励行

第10次福井県交通安全計画で策定された交通安全3S等を推進し、交通事故の抑止を図る。

Save Silver（高齢者の事故抑止）

- 深夜に危険な行動と思われる高齢歩行者を見かけたときは110番へ積極的に通報する。

Save Child（子どもの事故抑止）

- 家庭、地域、職場において、子どもに対する交通安全指導や誘導を行うなど、子ども自身の安全行動を促す。

Slow Down（ゆとりある速度での運転）

- 家庭や職場において、高速走行の危険性等について話し合い、安全運転意識の高揚を図る。
- 幹線道路等において見せる街頭啓発活動を推進し、ゆとりある速度での運転を実践する「スロードライブ」意識の定着を図る。

交通事故が起きにくい環境づくり

- 交通安全実践事業所等の民間企業・団体が「従業員の安全教育」、「家族への呼びかけ」、「地域での交通啓発活動」などの交通安全活動を職場ぐるみで推進することにより、交通事故のない「安全で安心な福井」の実現を目指す。

クルマに頼り過ぎない社会づくり

- 通勤、通学等での過度なクルマの利用を見直し、公共交通機関への転換を図るため、カー・セーブ運動を促進する。